

高松環状道路(福岡町～檀紙町)に関する計画段階環境配慮書に対する知事意見

このことについて、環境の保全の見地から慎重に検討を行った結果、下記の事項について十分配慮する必要がある。

記

1 全体的事項

- (1) 計画段階環境配慮書において設定された3つのルート帯案について、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)においては、環境への影響を回避又は極力低減するとともに、ルート帯を選定した経緯を詳細に記載すること。
- (2) 今後、手続きを進めるに当たっては、地域住民及び関係機関等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。
- (3) 環境影響評価図書のインターネットによる公表に当たっては、広く環境の保全の見地からの意見を得られるよう、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表するよう努めること。

2 個別的事項

- (1) 大気環境について
 - ・事業実施想定区域には、市街地等が存在しており、生活環境への影響が最小限となるよう事業の実施に伴う大気質、騒音及び振動による生活環境への影響に配慮した事業計画とし、適切な調査、予測及び評価の方法を検討すること。
- (2) 水環境について
 - ・事業実施想定区域には、豊富な地下水が存在しており、事業の実施に伴う地下水質及び地下水量への影響に配慮した事業計画とし、必要に応じて、適切な調査、予測及び評価の方法を検討すること。
- (3) 動物、植物及び生態系について
 - ・事業実施想定区域には、鳥獣保護区、保安林等が存在しており、事業の実施に伴う動物、植物及び生態系への影響に配慮した事業計画とし、適切な調査、予測及び評価の方法を検討すること。
 - ・鳥獣保護区及び保安林を可能な限り回避した事業計画を検討すること。
- (4) 景観について
 - ・事業実施想定区域及びその周辺には、主要な眺望点、景観資源及び景観形成重点地区が分布しており、事業の実施に伴う景観への影響に配慮した事業計画とし、適切な調査、予測及び評価の方法を検討すること。
 - ・なお、日常生活の中の身近な景観についても考慮すること。
- (5) 人と自然との触れ合いの活動の場について
 - ・事業実施想定区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が分布しており、事業の実施に伴う影響に配慮した事業計画とし、必要に応じて、適切な調査、予測及び評価の方法を検討すること。

3 その他事項

- 方法書の作成に当たっては、専門性を備えた、分かりやすい図書となるよう詳細に記載すること。
- 方法書について地域住民や関係機関等に対して説明を行う際には、文書や図、用語の使用等について工夫した資料や視覚的にイメージできる資料を活用するなど、分かりやすい説明に努めること。